

平成27年3月12日

足場等・型わく支保工設置事業者 殿

足立労働基準監督署

機械等設置届作成時における事前確認の実施について（依頼）

足場等の機械等設置届が届出されたときは、当署において計画内容の審査を行い、計画が法定基準に反する内容であることが認められた場合は、工事計画変更勧告書等を交付し、改善を指導しているところではありますが、作業床からの物体の落下防止措置など、一定の指導事項等が各現場において共通して見られるので、当該設置届を作成する際は裏面の点検項目を確認していただくようお願いします。

なお、届出の際は、事前確認したことがわかるよう、裏面の写しに確認者の役職及び氏名を記載した上で届出に添付してください。

※ 本点検項目については、あくまでも当署における審査時の重点審査項目（不備が多い項目）であり、他の労働基準監督署との共通項目ではありませんのでご了承ください。

足場・架設通路、型わく支保工計画事前点検項目

□ 共通事項

- 機械の設置（変更）の30日前までに届出しているか。
- 計画作成の参画者について、必要な資格要件を満たしているか。
- 部材の配置や寸法等について、組立図及び強度計算書等で整合がとれているか。

□ 足場・架設通路

- 計画図に建物と足場とのすき間寸法及び建地間の割付寸法を記載しているか。
- 足場の種類毎に最大積載荷重を定めて計画図に記載しているか。
- コーナー部など床材調整部について、床材の固定方法を記載しているか。
- 足場作業床からの墜落防止設備について、以下の計画となっているか。

* 墜落防止措置の設置基準 *

- 枠組足場： □ 交差筋かい+下さん等 □ 手すりわく
- 単管本足場、枠組足場妻面： □ 手すり+中さん等

※ 躯体側は作業床とのすき間が300mm以下の場合には交差筋かい以外は不要

□ 作業床の幅40cm以上、床材間のすき間3cm以下（一側足場を除く）

□ 床材と建地とのすき間1.2cm未満（平成27年7月1日規則改正施行）

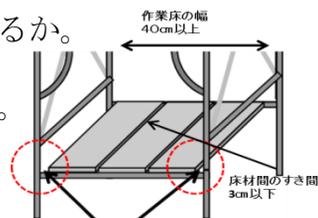
- 作業床からの物体の落下防止設備について、以下の計画となっているか。

* 物体の落下防止措置の設置基準 *

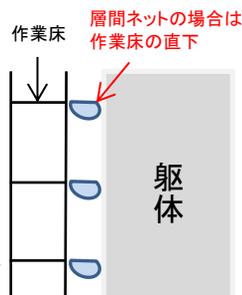
- 足場外側： □ メッシュシート、□ 幅木等
- 足場内側： □ 幅木、□ 防網（層間ネット等）

※ 作業床各層で措置が必要（壁つなぎを設置する各フロア毎ではない 右図参照）
なお、2層毎に設置する場合は「ネット間における上下作業なし」などの理由を明示する

- 単管足場について、筋かいにより補強措置を講じているか。
- 梁わく材について、単管及び壁つなぎにより建枠補強措置を講じているか。
- 単管ブラケット足場について、最上部から1.5mを超える建地下部を単管2本組により補強措置を講じているか。
- 搭屋部に設置する足場について、昇降設備を計画しているか。
- 工事中エレベーター及び建設用リフトの設置について
 - 荷取りステージの部材配置構造詳細図（墜落や搬器への接触防止・物体の落下防止措置を含む）を作成しているか。また、最大積載荷重を定めているか。
 - 設置部の足場を壁つなぎの増設等により補強しているか。
- 昇降階段に手すり及び中さん等を設けているか。



今回追加
床材と建地（内側）との
すき間12cm未満



防網設置例

□ 型わく支保工

- 組立図について、2方向断面図（X・Y）を作成しているか。
- 鋼材接続部及び交差部の部材間の緊結方法を記載しているか。
- 水平つなぎ材について
 - 水平つなぎを設けているか。
* 水平つなぎの設置基準 *
 - パイプサポート支柱：高さ2m以内ごと2方向に設置
 - 鋼管枠支柱：最上層及び5層以内毎に側面、枠面及び交差筋かい方向における5枠以内ごとに設置
 - 水平つなぎの変位防止措置を講じているか。
* 水平つなぎの変位防止措置の設置基準 *
 - 水平つなぎの両端を壁に突き当てる等で固定しているか。
 - 水平つなぎと根がらみ等を筋かいで固定しているか。
 - 支柱と水平つなぎとの緊結方法は適切か（根がらみクランプの使用は原則禁止）。
- 鋼管枠支柱において最上層及び5層以内毎に布枠を設けているか。
- 水平力に対する斜材等の強度検討を行い、その設置個所を図示しているか。